

第17回 新宿区協働支援会議次第

令和4年3月24日（木）午後2時
（オンライン会議）

1 開 会

2 議 事

- (1) 民間提案制度について
- (2) 令和4年度の協働支援会議について
- (3) 令和3年度協働事業進捗状況調査の結果について
- (4) その他

3 次回開催について

令和4年度 第1回協働支援会議

令和4年4月25日（月） 午前10時から

議題：・委嘱状交付式

- ・4年度一般事業助成の申請状況等について

4 閉 会

5 配付資料

- [資料1] 新宿区民間提案制度について
- [資料2] 令和4年度協働支援会議 開催予定（案）
- [資料3] 令和3年度協働事業進捗状況総括

新宿区民間提案制度について

新宿区民間提案制度(以下、「民間提案制度」という。)について、令和 4 年度から下記のとおり実施する。

記

1 民間提案制度について

令和 4 年度からの民間提案制度の実施に向けて、制度の基本的な内容を定める実施要綱を別紙 1 のとおり策定した。なお、民間提案制度での提案を事業化するまでの標準的な流れについては、別紙 2 のとおり。

(1) 民間提案制度の概要

① 制度の目的

民間事業者等から、柔軟な発想や専門性を活かした事業提案を募集し、民間事業者等と区との役割を分担しながら、区民サービスの向上と業務の効率化や財政負担の軽減につなげることを目的とする。

② 対象となる事業提案

対象となる事業提案は、既存事業の改善や区民ニーズをとらえた課題への対応のうち、以下のいずれかに該当するものとする。

ア 「区民サービスの向上」の実現につながるもの

イ 「効果的・効率的な業務の推進」につながるもの

ウ 「経費の削減」や「新たな歳入の確保」等により財政の負担軽減に資するもの

③ 事業提案できるもの

民間事業者等のうち、提案する事業の十分な業務遂行能力を有しているもの（個人を除く。）とする。

④ 事業提案の募集

事業提案の募集については、募集要領を定めて実施する。

⑤ 提案評価委員会の設置

事業提案に対する評価を行うため、有識者等を構成員とする新宿区民間提案制度提案評価委員会（以下、「提案評価委員会」という。）を設置する。なお、他自治体の例を参考に、民間事業者等の知的財産権の保護の観点から、提案の採否が決定する前の段階で民間事業者等のノウハウの流出を防ぐ必要があることから、委員会の会議は非公開とする。

⑥ 提案の評価

提案評価委員会において、独自性、区民サービスの向上、効果的・効率的な業務の推進、区財政の負担軽減、実現性等の視点を踏まえ、事業提案の評価を行う。

⑦ 結果の公表

区は、評価に基づき事業の採否を決定し、提案を採用した事業（以下、「採用事業」という。）について、区公式ホームページで公表する。

⑧ 採用事業の実施事業者の選定

採用事業の実施事業者は、原則としてプロポーザル方式により選定し、採用事業の提案者にインセンティブを付与する。

プロポーザルの実施にあたっては、プレゼンテーション又はヒアリングを原則、公開とする。

なお、公募による事業者の選定に適さない事業については、提案者を実施事業者として選定することができる。

(2) 実施事業者の選定におけるインセンティブの付与

実施要綱第14条で定める採用事業の提案者に対するインセンティブの付与については、競争性・公平性を確保しつつ、民間事業者等の提案意欲を促進するため、区におけるこれまでのプロポーザルの実績や他自治体の事例等を踏まえ、プロポーザルの最終評価点に5%加点する。

(3) 課題等の公表

実施要綱第5条に基づき、民間事業者等の提案により区民サービスの向上等が図れる区の課題や区の既存事業の一覧を公表することで、民間事業者等からの提案を促進する。

(4) 施行日

令和4年4月1日

ただし、準備行為として実施要綱で定める課題等の公表や相談窓口の設置、事前協議については、令和4年3月1日より実施する。

2 今後のスケジュール

令和4年4月～ 実施要綱の施行

令和4年5月～ 提案事業の募集

新宿区民間提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者、NPO法人、任意団体等（以下、「民間事業者等」という。）の柔軟な発想や専門性を活かした事業提案を募集する新宿区民間提案制度（以下、「本制度」という。）の実施について必要な事項を定める。

(本制度の目的)

第2条 本制度は、民間事業者等から、柔軟な発想や専門性を活かした事業提案を募集し、民間事業者等と新宿区（以下、「区」という。）との役割を分担しながら、より質の高い行政サービスの提供と業務の効率化や財政負担の軽減につなげることを目的とする。

(対象となる事業提案)

第3条 本制度の対象となる事業提案は、区が実施している事業（以下、「既存事業」という。）及び区が提起する課題に対する提案のうち、「区民サービスの向上」の実現につながるもの若しくは「効果的・効率的な業務の推進」につながるもの又は「経費の削減」や「新たな歳入の確保」等により財政の負担軽減に資するものとする。

(事業提案の募集)

第4条 前条に規定する事業提案の募集については、別に定める。

(課題等の公表)

第5条 区は、既存事業及び区が提起する課題等を公表し、民間事業者等に対する本制度の活用促進に努めるものとする。

(事業提案できるもの)

第6条 本制度に基づき事業提案できるものは、民間事業者等のうち、提案する事業の十分な業務遂行能力を有しているもの（個人を除く。）とする。

(相談窓口の設置)

第7条 区は、総合政策部行政管理課に「民間提案制度相談窓口」（以下、「相談窓口」という。）を設置し、本制度の利用に当たっての相談等を受け付ける。

(事前協議)

第8条 区は、前条で規定する相談窓口で事業提案を予定するもの（以下、「提案予定者」という。）から、事業の構想段階で協議（以下、「事前協議」という。）を受け付ける。

2 区は、事前協議を受け付けた場合、財政状況等を踏まえた事業の実現可能性を検討し、提案予定者に検討結果を情報提供する。

(提案評価委員会)

第9条 区は、本制度による事業提案に対する評価を行うため、新宿区民間提案制度提案評価委員会（以下、「提案評価委員会」という。）を設置する。

2 提案評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別途要綱で定める。

(事業提案の受付)

第10条 区は、相談窓口において事業を提案するもの（以下、「提案者」という。）から事業提案を受け付ける。

2 区は、提案者からの提案資料の確認を行い、事業提案内容が不明確である場合、又は金額が提案内容に対して過大である場合等に提案者に対して提案資料の補正を求めることとする。

(事業提案の評価等)

第11条 区は、第9条に規定する提案評価委員会において、独自性、区民サービスの向上、効果的・効率的な業務の推進、区財政の負担軽減、実現性等の視点を踏まえ、別に定める評価基準に基づき事業提案の評価を行う。

2 区長は、前項の規定による提案評価委員会での評価を踏まえ、事業提案の採否を決定する。

(結果の公表)

第12条 区は、提案を採用した事業（以下、「採用事業」という。）について、区公式ホームページで公表する。

2 前項の規定による公表に関し必要な事項は、別に定める。

(採用事業の実施)

第13条 区は、採用事業について、事業実施に向けた所要の調整を行う。

(実施事業者の選定)

第14条 区は、採用事業について、以下の方法により実施事業者を選定する。

(1) 原則として、プロポーザル方式による。

ただし、採用事業の提案者については、別に定めるインセンティブを付与する。

(2) 前号の規定にかかわらず、公募による事業者の選定に適さない事業については、提案者を実施事業者として選定することができる。

(知的財産権の侵害防止等)

第15条 区は、提案内容に係る知的財産権を侵害しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区は、採用事業に係る提案内容について、当該事業の実施に必要な範囲で区が使用することを提案者に求めることができる。

(職員の意識啓発)

第16条 区は、本制度を円滑に運用するため、職員に対する研修を実施する等、職員の意識啓発に努めるものとする。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

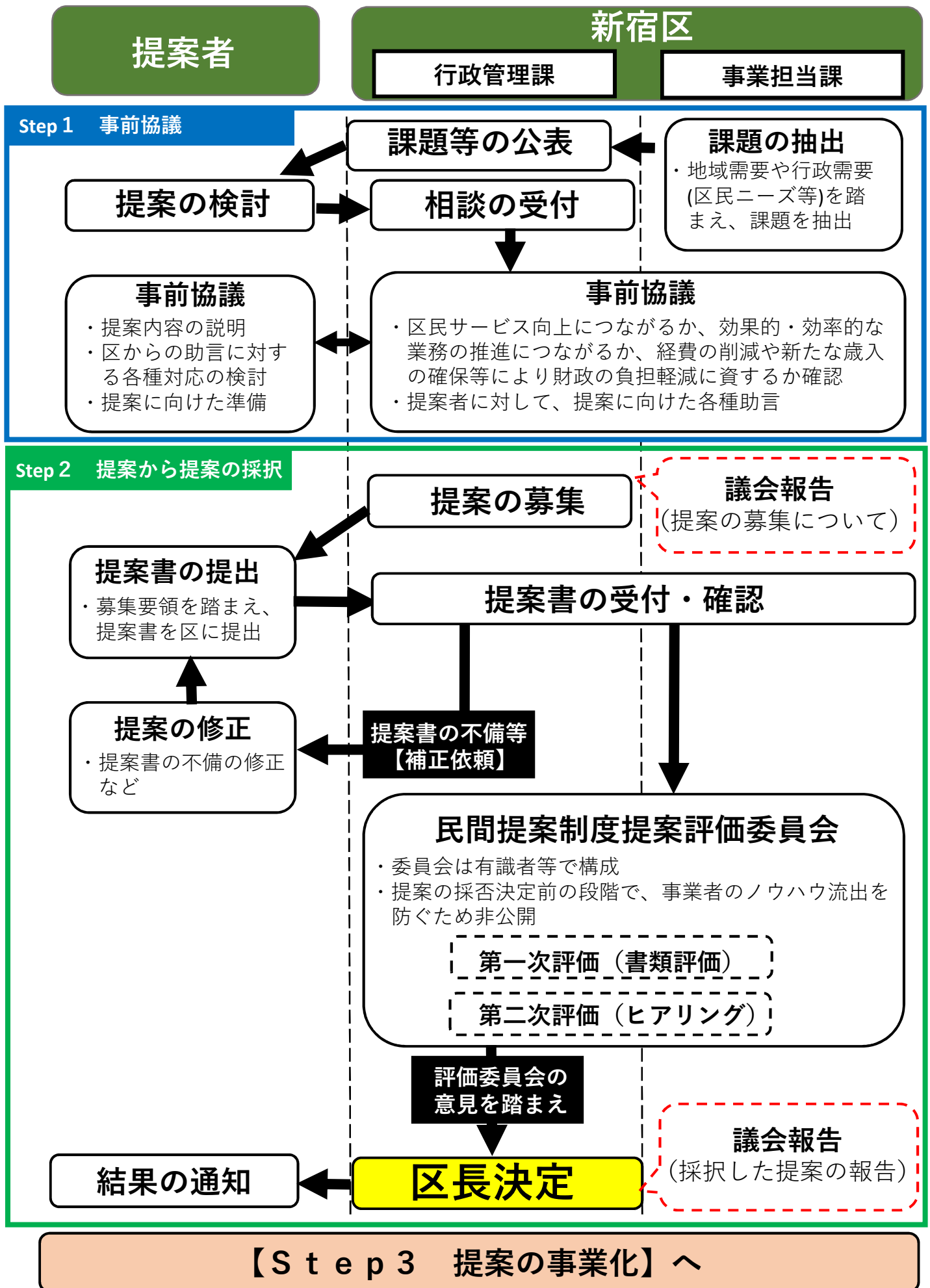
(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による第5条、第7条、第8条の規定による課題等の公表や相談窓口の設置、事前協議については、この要綱の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

新宿区民間提案制度イメージ図（提案から採択まで） 別紙2



新宿区民間提案制度イメージ図（提案事業の実施）

民間事業者等
（提案者含）

新宿区
（事業担当課）

Step 3 提案の事業化

提案の事業化

- ・ 予算要求
- ・ 事業者選定の準備

実施事業者の選定（原則、プロポーザル方式）

事業実施の提案

事業実施の提案の募集

【留意点】

- ・ プロポーザルの実施にあたっては、原則として「新宿区プロポーザル方式による契約に関するガイドライン」に基づき行い、プレゼンテーション又はヒアリングを原則公開とする。
- ・ 提案者にはインセンティブとして最終評価点に5%を加点する。

事業実施の提案の評価

実施事業者の選定

Step 4 事業評価

PDCAサイクルによる適正な事業管理

事業の実施

事業評価等の実施

事業の成果に対する評価や個人情報の管理方法の確認など、事業内容に応じた事業評価等を実施する。

報告書の提出

実績の確認

自己評価

事業評価

利用者アンケート

アンケート結果の確認

書類の提供、ヒアリング等

実地調査の実施

提案評価委員会へ報告

意見

事業や手法の改善、見直し

令和4年度協働支援会議 開催予定(案)

令和4年3月1日時点

会議名	日程	主な議題
第1回協働支援会議 (一般事業選定)	4月25日(月) 10時～ 12時 本庁舎6階第4委員会室	・委嘱状交付式 ・4年度一般事業助成の申請状況等について
第2回協働支援会議 (一般事業選定)	5月9日(月) 14時～ 16時 本庁舎6階第2委員会室	・一般事業助成書類評価にあたっての事前協議
第3回協働支援会議 (一般事業選定)	5月31日(火) 14時～ 16時 本庁舎6階第4委員会室	・一般事業助成一次(書類)評価
第4回協働支援会議 (一般事業選定)	6月27日(月) 時～ 時	・一般事業助成二次(プレゼン)評価
第5回協働支援会議	11月上旬 時～ 時	・一般事業助成振り返り
第6回協働支援会議	2月中旬 時～ 時	・5年度一般事業助成募集要項確定
第7回協働支援会議	3月末 時～ 時	・協働事業進捗状況調査結果について

令和 3 年度協働事業進捗状況総括

1 集計結果

【協働事業】（*総事業数は 253 事業）

【協働事業進捗状況一覧 ①協働の形態】（複数カウント有り）

協働形態	1 共催	2 実行委員会・協議会	3 事業協力	4 委託	5 情報提供・交換	6 その他
事業数	24	31	120	53	59	64

【協働事業進捗状況一覧 ②相手方の選定方法】（複数カウント有り）

相手方の選定理由	1 公募	2 プロポーザル	3 提案・持込	4 その他
事業数	71	9	51	145

【協働事業各部事業数】

総合政策部	総務部	危機管理担当部	地域振興部	東京オリンピック・パラリンピック開催等担当部	文化観光産業部	福祉部	子ども家庭部	
4	4	24	48	1	34	23	14	
子ども総合センター	健康部	みどり土木部	環境清掃部	都市計画部	新宿駅周辺整備担当部	教育委員会	中央図書館	計
13	24	12	16	13	2	19	2	253

【協働事業進捗状況調査における協働事業数の推移】

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
71	81	121	129	112	104	109	107	104	101
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
157	195	249	265	264	257	259	259	253	

※H19 : 調査研究等、一部調査対象から除外したことによる減少

※H25～ : 調査対象の掘り起しを行ったことによる増加

2 概 要

各部・課から令和3年度に実施している253事業について報告があり、「協働の形態」・「相手方の選定方法」をそれぞれ上記のとおり集計した。

令和2年度の259事業から6事業の減少となった。

【協働事業進捗状況調査 対象事業】

- ① 令和2年度協働事業進捗状況調査において、報告のあった事業で、令和3年度も実施している事業
- ② 上記以外で、区民、地域団体、NPO、企業等と協働で取り組んでいる事業

【各集計結果概要】

- ① 協働の形態
事業協力が120事業と一番多く、以下、その他、情報提供・交換、委託、実行委員会・協議会、共催の順となっている。
「事業協力」における区の役割内容としては、連携・支援の仕組み作り、広報等のPR面での協力、行政情報の提供、会議・作業場所の提供、機材の貸出などが挙げられる。
- ② 相手方の選定方法
その他が一番多く、以下公募、提案・持込、プロポーザルの順となっている。
「その他」の内訳で多いのは区の要綱での規定、契約による業者指定となっている。公募、プロポーザルなど公開された形での相手方の選定方法は、全体の3割近くを占めている。